

補助金調書

補助金名	障がい者就労訓練設備等整備事業補助金 (グループホーム等改修)		担当課 (連絡先)	保健福祉局高齢者・障がい者部 障がい者施設支援課 (TEL 711-4249)	
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	民間社会福祉法人等	区分	建設費に対する補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期	国から補助協議通知があったとき (時期は年度により変動する)		
(公募の場合) 応募要件	障がい者グループホーム・ケアホームを実施する事業所				
補助開始年度	19	年度	経過年数	6	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	障害者自立支援法に基づく障がい者グループホーム・ケアホームを実施するために必要となる改修等の経費に対し助成を行うことにより、同法に基づく障害福祉サービスの基盤整備を図ることを目的とする。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 賃貸物件による障がい者グループホーム・ケアホームの改修を行う事業 500万円以内 エレベーター工事を併せて実施600万円以内 エレベーター工事のみ実施100万円以内 障がい者グループホーム・ケアホームに対する消防法令上必要とされる 消防設備の整備を行う事業 200万円以内			
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	5 件	4 件	3 件	
	39,446 千円	16,483 千円	10,005 千円	5,228 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ● グループホーム(共同生活援助) 地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。 ● ケアホーム(共同生活介護) 共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の支援を行う。 				
補助金交付 による効果	グループホーム・ケアホームの設置が進み、障がい者の施設入所・入院から地域生活への移行が促進されている。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。また、当該年度は当初予算額を記載しております。